

### 利用料（二割負担の場合）彦根予防訪問介護

サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の合計額となります。介護保険の適用がある場合（「法定代理受領」<sup>※注</sup>の場合）には、下記料金表のサービスの額の二割が利用者負担金となります。

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。

（注）「法定代理受領」とは、利用者が居宅サービス計画に基づいたサービスの提供を受けた時に発生した料金について、利用者が支払うべき費用の一部（概ね二割）を除いた分を、事業所が市町村から受け取ることをいいます。

	要支援 1		要支援 2	
	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
支給区分Ⅰ (概ね週1回)	13,212円	2,644円	13,212円	2,644円
支給区分Ⅱ (概ね週2回)	26,425円	5,286円	26,425円	5,286円
支給区分Ⅲ (概ね週3回以上)			41,916円	8,384円
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合。</li> <li>利用者が過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合。</li> </ul>		2,261円	454円
処遇改善加算	所定単位数及び各加算に対し、8.6%を乗じて算定			
地域区分	1単位当たり10.42円			

(処遇改善加算、地域区分含む)

※ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了したりした場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。